

北山・十津川地域森林計画書の 変更計画書（案）

（北山・十津川森林計画区）

計画期間 自 令和 3年4月 1日
至 令和13年3月31日

令和3年1月15日 奈良県公告で公表
令和4年1月11日 奈良県公告で公表
令和5年1月13日 奈良県公告で公表
令和6年 月 日 奈良県公告で公表

奈 良 県

目 次

I はじめに

- 1 森林計画制度の意義と仕組み ----- <変更なし>
- 2 森林計画制度の概要 ----- 1
- 3 奈良県における森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する施策 <変更なし>

II 計画の大綱

- 1 森林計画区の概要 ----- <変更なし>
 - (1) 自然的背景 ----- <変更なし>
 - (2) 社会・経済的背景 ----- <変更なし>
 - (3) 森林・林業の概況 ----- <変更なし>
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価 ----- <変更なし>
 - (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積 ----- <変更なし>
 - (2) 間伐面積 ----- <変更なし>
 - (3) 人工造林・天然更新別面積 ----- <変更なし>
 - (4) 林道の開設及び拡張の数量 ----- <変更なし>
 - (5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画 ----- <変更なし>
 - (6) 要整備森林の森林施業の区分別面積 ----- <変更なし>
- 3 計画樹立にあたっての基本的な考え方 ----- <変更なし>
 - (1) 新たな森林環境管理制度の導入 ----- <変更なし>
 - (2) 目指すべき森林への誘導方針 ----- <変更なし>
 - (3) 新たな森林環境管理制度の推進体制 ----- <変更なし>
 - (4) 森林環境の維持向上に関する取組 ----- <変更なし>
 - (5) 県産材の利用の促進に関する取組 ----- <変更なし>
 - (6) 担い手の養成・確保 ----- <変更なし>
 - (7) 「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」及び関係法令の遵守 ----- <変更なし>
 - (8) 山地の保全と森林の総合的な機能の維持増進 ----- <変更なし>
 - (9) 「林業・木材産業の再生」に向けた取組の推進 ----- <変更なし>

III 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域 ----- <変更なし>
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ----- <変更なし>
 - 1 奈良県における森林の4機能ごとの環境管理方針 ----- <変更なし>
 - 2 全国森林計画に即した森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ----- <変更なし>
 - (1) 森林の整備及び保全の目標 ----- <変更なし>
 - (2) 森林の整備及び保全の基本方針 ----- <変更なし>
 - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 --- <変更なし>
- 第3 森林の整備に関する事項 ----- 3
 - 1 森林の立木竹の伐採及び更新に関する事項（間伐に関する事項を除く）

-----		3
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 -----	<変更なし>
(2)	立木の標準伐期齢等に関する指針 -----	<変更なし>
(3)	その他必要な事項 -----	<変更なし>
2	造林に関する事項 -----	3
(1)	人工造林に関する指針 -----	3
(2)	天然更新に関する指針 -----	<変更なし>
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 ----	<変更なし>
3	間伐及び保育に関する基本的事項 -----	<変更なし>
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 -----	<変更なし>
(2)	保育の標準的な方法に関する指針 -----	<変更なし>
(3)	その他必要な事項 -----	<変更なし>
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 -----	<変更なし>
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における 森林施業の方法に関する指針 -----	<変更なし>
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関 する指針-----	<変更なし>
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 -----	<変更なし>
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 -----	<変更なし>
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムの基本的な考え方 ----	<変更なし>
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 (路網整備等推進区域)の基本的な考え方 ---	<変更なし>
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方 -----	<変更なし>
(5)	路網の維持管理についての基本的な考え方 -----	<変更なし>
(6)	林産物の搬出方法等-----	<変更なし>
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 -----	4
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林経営管理法 (平成30年法律第35号)の規定に基づく森林経営管理制度の活用の促進 並びに森林施業の共同化に関する方針 -----	4
(2)	森林環境管理・森林作業に従事する者の養成及び確保に関する方針	<変更なし>
(3)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	<変更なし>
(4)	林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針 -----	5
(5)	林業・木材産業再生のための整備に関する事項 -----	<変更なし>
第4	森林の保全に関する事項 -----	6
1	森林の土地の保全に関する事項 -----	6
(1)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 -----	6
(2)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に 特に留意すべき森林の地区 -----	<変更なし>

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要のある森林及びその搬出方法	-----	<変更なし>
2 保安施設に関する事項	-----	<変更なし>
(1) 保安林の整備に関する方針	-----	<変更なし>
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	-----	<変更なし>
(3) 治山事業の実施に関する方針	-----	<変更なし>
(4) 特定保安林の整備に関する事項	-----	<変更なし>
(5) その他必要な事項	-----	<変更なし>
3 鳥獣害の防止に関する事項	-----	<変更なし>
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における 鳥獣害の防止の方法に関する方針	-----	<変更なし>
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項		<変更なし>
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	-----	<変更なし>
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	-----	<変更なし>
(3) 林野火災の予防の方針	-----	<変更なし>
(4) その他必要な事項	-----	<変更なし>
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項		<変更なし>
1 保健機能森林の区域の基準	-----	<変更なし>
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	-----	<変更なし>
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針		<変更なし>
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針		<変更なし>
(3) その他必要な事項	-----	<変更なし>
第6 計画量等	-----	7
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	-----	7
2 間伐面積	-----	<変更なし>
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	-----	7
4 林道の開設又は拡張に関する計画	-----	8
(1) 開設	-----	8
(2) 拡張（改良）	-----	<変更なし>
(3) 拡張（舗装）	-----	<変更なし>
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	-----	<変更なし>
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	-----	10
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等		<変更なし>
(3) 実施すべき治山事業の数量	-----	<変更なし>
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について 実施すべき森林施業の方法及び時期	----	<変更なし>
第7 その他必要な事項	-----	<変更なし>
1 保安林その他法令により施業について制限を 受けている森林の施業方法	-----	<変更なし>
別表1 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に 特に留意すべき森林の地区	-----	<変更なし>
天然更新完了基準	-----	<変更なし>

この地域森林計画の変更計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、北山・十津川地域森林計画の一部を変更するものである。

なお、この変更計画は、令和6年4月1日から適用する。

I はじめに

2 森林計画制度の概要

(1) 森林・林業基本計画について

森林・林業基本計画は、森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、森林・林業基本法に基づき、施策の基本方針を定めた計画です。令和3年6月に閣議決定された計画では、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現することとしています。

主な計画内容は、①「森林資源の適正な管理・利用」として、森林資源の循環利用を進めつつ、多様で健全な姿へ誘導するため、再造林や複層林化を推進することとし、併せて、天然生林の保全管理や国土強靱化に向けた取組を加速させること、②「新しい林業」に向けた取組の展開」として、新技術を取り入れ、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開すること、また「長期にわたる持続的な経営」を実現できる林業経営体を育成すること、③「木材産業の競争力の強化」として、外材等に対抗できる国産材製品の供給体制を整備し、国際競争力を向上すること、また中小地場工場等は、地域における多様なニーズに応える多品目の製品を供給できるようにし、地場競争力を向上することとしています。

(2) 全国森林計画について

全国森林計画は、森林法の規定に基づき農林水産大臣が定める計画です。

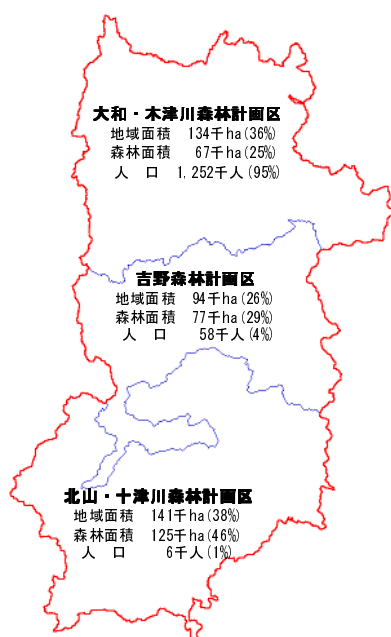
主な計画内容は、森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積や造林面積等の計画量、施策の基準等を示すものであり、地域森林計画の指針となります。

令和5年10月に閣議決定された全国森林計画の樹立により、現行計画変更（令和3年6月）以降に生じた情勢の変化や新たな施策の導入を踏まえ、盛土等の安全対策の適切な実施、木材合法性確認の取組強化、花粉発生源対策の加速化、林業労働力の確保の促進、高度な森林資源情報の整備・活用に関する事項が追加、充実されました。

(3) 地域森林計画及び市町村森林整備計画について

地域森林計画は、森林法の規定に基づき全国森林計画に即して、民有林について対象とする森林の区域、森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備や保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となる計画です。

本県においては県内を3つの森林計画区に分け、それぞれの計画区で10年を1期として5年ごとに地域森林計画を樹立し、森林に関する基本的な目標などを明らかにしています。今回は、北山・十津川森林計画区の計画を樹立しました。



区 分	奈 良 県	北山・十津川森林計画区
森 林 面 積	269千ha	125千ha
森 林 蓄 積	80,447千m ³	35,582千m ³
1haあたり蓄積	299m ³	285m ³
人 工 林 面 積	168千ha	66千ha
人 工 林 率	62%	53%
人 口	1,315千人	6千人

森林資源；森と人の共生推進課資料 地域森林計画対象民有林に限る
 地域面積、人口；令和3年 奈良県統計年鑑

市町村森林整備計画は、森林法の規定に基づき地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想となる計画です。

地域に最も密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的としています。

(4) 森林経営計画について

森林経営計画は、森林法の規定に基づき森林所有者又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する計画です。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

主な計画内容は、森林施業、路網の整備、森林の保護に関する事項及び森林経営の共同化に関する事項のほか、森林経営の規模拡大の目標を任意事項として記載することとして、森林経営の実効性を高めることとしています。

なお、令和5年3月31日現在、本県内での森林経営計画が樹立された森林面積は約1.7万haになります。

Ⅲ 計画事項

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採及び更新に関する事項（間伐に関する事項を除く）

本県では「森と人の共生条例」のもと、森林環境の維持向上に取り組むため具体的な作業方法、特に間伐木の処理、皆伐における留意点及び皆伐跡地の確実な更新を確保することなど、森林所有者及び林業事業者が留意すべき事項をまとめた「ガイドライン」を作成しています。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、この「ガイドライン」を遵守するほか、次の事項を指針として、村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、花粉発生源対策など森林に対する社会的要請、施業制限の有無及び木材需要等を考慮して計画事項を定めるものとします。

2 造林に関する事項

伐採跡地の更新については、次の(1)～(3)によるもののほか、「ガイドライン」を遵守し確実な更新を図るものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等の生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林樹種は、適地適木に考慮しながら自然条件等、地域における造林種苗の需給動向及び木材の需要動向等を考慮しながら選定し、選択の規範は市町村森林整備計画において個々に定められます。これを定めるに当たっては、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、地域の自然条件と造林樹種の特質、地域における既往の成林樹種、施業体系等を考慮しながら樹種の選定が行われるように留意します。また、活着率の高さや植栽時期を選ばないなどの優位性のあるコンテナ苗の利用も推進します。また、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

人工造林対象樹種としては、スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、カエデ類及びケヤキを標準的な樹種とします。ただし、スギ、ヒノキ、アカマツについては、林業種苗法によって指定された母樹林及び母樹から採取した種子、さし穂で養成したものを用います。さらに、苗木の選定については、エリートツリーや特定母樹などの成長が優れた苗木や花粉の少ない苗木の増加に努めます。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図ることを旨とし、自然条件や既往の造林方法を考慮して、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数の適用を促すとともに、伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の推進に努めます。

人工造林の標準的な方法については、造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において個々に定められます。

(7) 植栽本数

植栽本数は、主要樹種について下表の植栽本数を標準として、地域の実情、自然的・社会的条件や生産目標を考慮して定めるものとします。

樹種	仕立方法	植栽本数 (本/ha)
スギ	密仕立	6,000
	中仕立	4,500
	粗仕立	2,000～3,000
ヒノキ	密仕立	7,000
	中仕立	4,500
	粗仕立	2,000～3,000
その他		慣行の植栽本数

(4) 標準的な方法の指針

皆伐地の地拵えについては、伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理するとともに、林地の保全に配慮します。植付けについては、気候その他の自然条件等を考慮して定めます。なお、複層林化等を図る場合には上層木の適度な伐採を実施した後、下層木としてスギ、ヒノキ又はその他耐陰性樹種を植栽する上で、植栽本数及び樹種は下層木が上層木となったときの状況を考慮して決定します。

また、恒続林又は自然林については、小面積の群状又は帯状の伐採跡地において最終的に想定する林況を考慮の上、地域特性に応じた樹種及び植栽本数を選択することとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り林地の荒廃を防止するため、市町村森林整備計画において、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林において皆伐による主伐を行った場合は、伐採の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林による植栽を行うものとし、択伐による伐採を行った場合は、5年以内に人工造林による植栽を行うものとします。

また、それ以外の森林において人工造林を行う場合も、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に準ずるものとします。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化に関する事項の実施に当たっては、以下の諸条件の整備を円滑に推進するため、県、森林管理局、森林管理事務所、森林計画区内の関係市町村、森林組合、素材生産・造林事業体、木材加工・流通事業体等を構成員とする流域林業活性化協議会等を通じて森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林の緊密な連携を図りつつ、以下の事項を計画的かつ総合的に推進します。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林経営管理法（平成30年法律第35号）の規定に基づく森林経営管理制度の活用の促進並びに森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

大規模森林所有者については単独で施業を実施していますが、大多数を占める小規模森林所有者については森林経営の合理化が遅れています。

本県では「利用促進条例」に基づき、森林整備の進んでいない森林については、面的なまとまりの中で施業の集約化・団地化を図ります。

集約化による効率的な施業を行う大規模集約化団地の拡大を図り、「奈良型作業道」の整備や林業機械の導入支援により利用間伐を進め、低コスト集約化施業を推進します。

相続等によって増加する不在村所有者、境界の不明確化状況の改善を図るため、市町村長によるあっせんや、森林組合等林業事業者による森林所有者への働きかけを行い、長期の受委託契約を結ぶことにより持続的な森林管理を行うことを推進します。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の提供を促進し、面的な集約化を進めます。また、森林組合等の林業事業者は森林経営計画制度を活用し、森林経営を受託した森林について計画の作成を進め、経営規模の拡大を図ることとします。

イ 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村自ら経営管理を実施する森林経営管理制度が円滑に行われるよう、施業履歴等の森林の情報の提供や市町村が再委託する場合の意欲と能力のある林業経営者の公募・公表等、市町村と連携を図りながら同制度の活用を促進を図ります。

ウ 森林施業の共同化に関する方針

森林所有者による施業実施協定の締結を進め、県が管理する森林簿や市町村が管理する林地台帳の情報等を活用し、必要に応じて森林情報の提供を行うとともに、森林施業の共同化・集約化を図る森林所有者等への支援を行います。また、市町村森林整備計画に共同化の促進に関する事項を記載するとともに、市町村、農林振興事務所、奈良県フォレスター、森林総合監理士、林業普及指導員、森林施業プランナーとも連携・協力を図りながら助言・指導等を行い、森林所有者に対する指導活動を行うものとします。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

「利用促進条例」に基づき、住宅、公共施設、商業施設や宿泊施設、暮らしの中で用いる木製品、エネルギーなど、多岐にわたる分野への県産材利用を促進し、需要の拡大を図ります。特に重点的な取組として、多くの人が利用する公共建築物に県産材を使用することで、消費者の木材利用への意識・理解を高め、住宅分野、商業施設等

の非住宅分野への利用拡大に繋がります。

また、木材加工の効率化やコスト削減、品質向上等に向けた取組を支援するとともに、用途に応じた流通の合理化を推進し、競争力のある加工・流通体制の構築を図ります。重点的な取組として、建築関係事業者に対して品質・性能を明示した製材品が供給できるよう、素材生産事業者、木材産業事業者、建築関係事業者の間で、必要な情報を共有し、相互に協力連携して、県産材を効率的・合理的に流通させる体制を整備します。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取・盛土等の土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとし、法勾配の安定を図り、必要に応じて台風等による土砂の流出・崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとします。なお、太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げなど、改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮することとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用します。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千m³

区分		総数			主伐			間伐		
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数		2,035	1,957	78	486	422	64	1,549	1,535	14
	前半5ヵ年の計画量	958	923	35	224	195	29	734	728	6
市町村別内訳	天川村	315	302	13	83	72	11	232	230	2
	前半5ヵ年の計画量	148	142	6	38	33	5	110	109	1
	野迫川村	239	230	9	53	46	7	186	184	2
	前半5ヵ年の計画量	112	108	4	25	21	3	88	87	1
	十津川村	1,038	996	42	263	228	35	775	768	7
	前半5ヵ年の計画量	488	470	18	122	106	16	367	364	2
	下北山村	173	168	5	34	30	4	139	138	1
	前半5ヵ年の計画量	83	80	3	16	14	2	66	66	1
上北山村	270	261	9	53	46	7	217	215	2	
前半5ヵ年の計画量	127	123	4	25	21	3	103	102	1	

2 間伐面積

単位 面積:ha

区分		面積
総数		25,817
	前半5ヵ年の計画量	12,233
市町村別内訳	天川村	3,873
	前半5ヵ年の計画量	1,835
	野迫川村	3,098
	前半5ヵ年の計画量	1,468
	十津川村	12,908
	前半5ヵ年の計画量	6,116
	下北山村	2,324
	前半5ヵ年の計画量	1,101
上北山村	3,614	
前半5ヵ年の計画量	1,713	

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区分		人工造林	天然更新
総数		2,002	90
	前半5ヵ年の計画量	946	50
市町村別内訳	天川村	340	13
	前半5ヵ年の計画量	161	7
	野迫川村	220	13
	前半5ヵ年の計画量	104	7
	十津川村	1,082	44
	前半5ヵ年の計画量	511	25
	下北山村	140	7
	前半5ヵ年の計画量	66	4
上北山村	220	13	
前半5ヵ年の計画量	104	7	

第6 計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 開設

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇 所 数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	天川村	殿 野 坪 内	10,800	(2,824) 1,502	○		五條市と連絡
〃	〃	〃	〃	川 股 天 辻	3,500	(2,804) 1,629	○		五條市と連絡
〃	〃	〃	〃	塩 野 新 田	21,000	568			
〃	〃	〃	〃	僧 庵 谷	1,000	75			
〃	〃	〃	〃	観 音 峰	2,500	136			
〃	〃	〃	〃	向 山 西	200	30			
〃	〃	〃	〃	大 橋	500	412			
〃	〃	〃	〃	大 谷	500	38			
〃	〃	〃	〃	道 淨 谷	500	175			
〃	〃	〃	〃	籠 山	500	62			
〃	〃	〃	〃	庵 住 広 瀬 谷	500	112			
〃	〃	〃	〃	五 色 谷	500	279			
〃	〃	〃	〃	桑 の 谷	1,000	291			
〃	〃	〃	〃	高 尾 谷	500	29			
〃	〃	〃	〃	寺 井 谷	500	25			
〃	〃	〃	〃	高 山 谷	500	42			
〃	〃	〃	〃	ア シ 谷	500	48			
〃	〃	〃	〃	天 和 谷	500	42			
〃	〃	〃	〃	モ ジ キ 谷	500	237			
〃	〃	〃	〃	金 山 谷	1,000	179			
〃	〃	〃	〃	大 月 谷	500	29			
〃	〃	〃	〃	細 田 谷	500	39			

開設 拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	天川村	カ マ ス 谷	500	43			
〃	〃	〃	〃	マイガシリ谷	500	102			
〃	〃	〃	〃	小 池 谷	500	61			
〃	〃	〃	〃	タ キ ノ 谷	500	49			
〃	〃	〃	〃	松 葉 谷	500	21			
	計			27路線	50,500				
開設	自動車道	林道	野迫川村	北 股 弓 手 原	500	(2,925) 2,811	○		国有林に利 用区域有り
〃	〃	〃	〃	ホ ラ 谷 立 里	4,000	528	○		
〃	〃	〃	〃	西 谷	1,000	120			
〃	〃	林業 専用道	〃	桧 股	2,500	92	○		国有林に利 用区域有り
	計			4路線	8,000				
開設	自動車道	林道	十津川村	高 滝	3,600	326	○		
〃	〃	林業 専用道	〃	今 西 三 浦	5,000	778			
〃	〃	〃	〃	松 柱	1,600	92			
	計			3路線	10,200				
開設	自動車道	林道	上北山村	椽 谷 小 処	500	242			
〃	〃	〃	〃	水 太 和 佐 又	1,000	903			
〃	〃	〃	〃	小 谷	1,000	619			
	計			3路線	2,500				
開設	自動車道	林道	下北山村	不 動 峠 桃 原	1,500	25			
〃	〃	〃	〃	天 の 谷 ヌ タ 谷	8,000	293			
	計			2路線	9,500				
開 設 合 計				39路線	80,700				

注 () は、他の市町村を含めた利用区域

5 保安林整備及び治山事業に関する計画
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林種類	面積		備考
		前半5ヵ年の計画面積	
総数（実面積）	48,160	47,205	
水源涵養のための保安林	43,913	42,986	
災害防備のための保安林	4,429	4,401	
保健、風致の保存等のための保安林	2,117	2,117	

- 注1 水源涵養のための保安林は、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するために指定する保安林をいう。
- 注2 災害防備のための保安林は、森林法第25条第1項第2号～第7号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。
- 注3 保健、風致の保存等のための保安林は、森林法第25条第1項第8号～11号の目的を達成するために指定する保安林をいう。
- 注4 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定解除	種類	森林の所在	面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村		前半5ヵ年の計画面積		
指定	水源涵養のための保安林	総数	1,851	924	水源涵養のため	
		天川村	132	66		
		野迫川村	183	91		
		十津川村	801	400		
		下北山村	249	124		
		上北山村	486	243		
	災害防備のための保安林	総数	54	26	災害防備のため	
		天川村	4	2		
		野迫川村	12	6		
		十津川村	28	14		
		下北山村	3	1		
		上北山村	7	3		
解除	災害防備のための保安林	総数	1	1	公益上の理由	
		十津川村	1	1		
	水源涵養のための保安林	総数	6	6	指定理由の消滅	
		天川村	1	1		
		野迫川村	1	1		
		十津川村	1	1		
		下北山村	2	2		
		上北山村	1	1		
	災害防備のための保安林	総数	6	6	指定理由の消滅	
		天川村	2	2		
		野迫川村	1	1		
		十津川村	1	1		
上北山村		1	1			